

平成 26 年 4 月 16 日
十日町市総務部財政課

専任の主任技術者の工事兼務要件緩和措置について

1 件の請負額が 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）以上の工事では建設業法上主任技術者の専任配置が原則必要ですが、平成 25 年 2 月 5 日より建設業法施行令第 27 条第 2 項の取扱いが変更され、以下の要件を全て満たす場合に限り専任の主任技術者であっても工事を兼任することができるようになりました。

また、平成 26 年 2 月 3 日より前記施行令の取扱いが変更され、さらなる要件の緩和を行いました。

1. 兼任する工事に監理技術者の配置が必要ではないこと。
2. 兼任する工事が 2 件以内であること。
3. 兼任する工事相互の間隔が 10km 程度であること。
4. 兼任する工事の工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

※「相互に調整を要する工事」の適用範囲が弾力化され、建築工事にも適用されます。

（例）

- ・ 2 つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

【手続き】

専任の主任技術者を兼任させようとする場合においても、適用に当たっては発注者が適切に判断することが必要とされていることから、条件確認のために、兼任する工事の監督員に主任技術者兼任届を提出してください。